

昭和五十二年政令第二百二十号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令

内閣は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号、第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条、第十三条第一項並びに第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 別表に掲げる申告その他の手続に関する業務
- 二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務

イ 別表第一号に規定する教示の求めに対する教示

ロ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の十六第四項ただし書（更正及び決定）（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下「輸税法」という。））第六項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）において準用する場合を含む。）の規定による税額等（関税法第七条の十四第一項（修正申告）に規定する税額等を含む。）ハにおいて同じ。）を是正させるための通知

ハ 別表第一号、第二号、第八六号又は第八九号に規定する申告に対する関税法第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）（輸税法第九条第三項（輸入の許可前における引取り）において準用する場合を含む。）の規定による税額等の通知

ニ 別表第二号の二に規定する請求に対する関税法第七条の十五第二項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は別表第八六号の二に規定する請求に対する関税法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第四項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知

ホ 別表第七号に規定する出港届の提出に基づいて行われる関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による許可の通知

ヘ 別表第一七号に規定する届出に基づいて行われる関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第二十三条第二項（船舶等の資格の変更の届出）の規定による資格の変更を証する書類の交付

ト 別表第三号、第六号、第一一五号、第一一八号、第一九号、第二一〇号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一〇号、第三二〇号、第三三〇号、第三四〇号、第三五〇号、第三六〇号の六、第三七〇号から第四〇〇号まで、第四〇〇号の三、第四二〇号の二、第四五〇号、第四六〇号、第四六〇号の三、第四六〇号の四、第四七〇号の五、第五〇〇号、第五一〇号の四、第五三〇号の二、第五五〇号、第五五〇号の七、第五七〇号、第五七〇号の一五、第五九〇号から第六一〇号の二まで、第六二〇号から第六三〇号の二まで、第六三〇号の四、第六四〇号、第六五〇号の一八、第六五〇号の二〇、第六五〇号の二三、第六五〇号の三〇、第六五〇号の三二、第六五〇号の三三、第七〇〇号の九から第七一〇号の四まで、第七二〇号の四、第七二〇号の五、第七三〇号の六、第七三〇号の八、第七四〇号、第七五〇号、第七六〇号の二、第七六〇号の四、第七八〇号、第七八〇号の二、第七九〇号から第八一〇号の二まで、第八二〇号から第八五〇号まで、第八五〇号の四、第八七〇号、第八九〇号の四から第八九〇号の七まで、第八九〇号の一、第八九〇号の一四、第八九〇号の一五、第九〇〇号、第九〇〇号の二、第九一〇号の二、第九三〇号、第九三〇号の二、第一〇〇〇号、第一〇五〇号、第一〇七〇号、第一一〇〇号の四、第一一〇〇号の五又は第一一一〇号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。））第四条（関税法の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十

七年法律第十二号。以下「地位協定特例法」という。））第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三 関税法第七十号第二項（証明又は確認）の規定による確認に関する業務

四 関税等の確定、納付又は徴収に関する業務で前三号又は次号に掲げる業務以外のもの

五 消費税法（昭和六十三年法律第八八号）第八号第三項（輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）に規定する消費税の徴収（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六号の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十七号の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税））に規定する酒税の徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

六 国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第十七号（国外事業者による特別徴収等）又は第十八号（国際観光旅客等による納付）に規定する国際観光旅客税の納付又は徴収に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

七 保税地域（関税法第三十号第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所を含む。以下この号において同じ。）への出入れ又は保税地域における保管に関する業務で、第一号又は第二号に掲げる業務以外のもの

八 保税蔵置場（関税法第五十号第二項（保税蔵置場の許可の特例）の規定により同法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）における保管料その他の料金の計算又は請求に関する業務

九 前各号に掲げる業務に係る統計その他の資料の作成に関する業務

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法第二号第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等とする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十六号第一項又は第二項（乗員上陸の許可）の規定による許可の申請

二 出入国管理及び難民認定法第五十七号第一項、第二項、第五項、第七項又は第九項（報告の義務）の規定による報告（同条第七項の規定による報告については、乗員上陸の許可を受けた者に係るものに限る。）

三 出入国管理及び難民認定法第六十九号（政令等への委任）の規定に基づく法務省令の規定による申請等であつて法務省令・財務省令で定めるもの

3 法第二号第二号ハに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六号第二項若しくは第三項（食品等の受検命令）の規定による命令の通知又は同条第四項に規定する通知

二 食品衛生法第二十七号（食品等の輸入の届出）の規定による届出

三 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第六号（検疫前の通報）の規定による通報

四 検疫法第十一条第一項（書類の提出及び提示）の規定による申告書の提出又は同条第二項の規定による同項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出

五 検疫法第十七号第一項（検疫済証の交付）の規定による検疫済証の交付又は同条第二項の規定による通報若しくは通知

六 検疫法第十八号第一項（仮検疫済証の交付）の規定による仮検疫済証の交付

4 法第二号第二号ニに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第八号第一項（輸入植物等の検査）の規定による届出

二 植物防疫法第九号第一項若しくは第二項（廃棄、消毒等の処分）の規定による命令の通知又は同条第五項の規定による証明に係る証明書の交付

- 三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物等の検査）の規定による検査の申請
- 四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十六条の二第一項（病原体の輸入に関する届出）の規定による届出
- 五 家畜伝染病予防法第三十八条の二第一項（動物の輸入に関する届出等）の規定による届出
- 六 家畜伝染病予防法第四十条第一項（輸入検査）の規定による届出又は同条第四項の規定による指示の通知
- 七 家畜伝染病予防法第四十四条第一項又は第二項（輸入検査証明書の交付等）の規定による輸入検査証明書の交付
- 八 家畜伝染病予防法第四十五条第一項（輸出検査）の規定による検査の申請又は同条第三項の規定による輸出検査証明書の交付
- 九 家畜伝染病予防法第四十六条第二項又は第三項（検査に基づく処置）の規定による命令の通知
- 十 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項（輸出入検査）の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めらるるもの
- 十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条第三項（輸入検査）の規定による届出又は同条第六項の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等若しくは処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めらるるもの
- 十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条第三項（検査に基づく措置）の規定による措置の通知
- 5 法第二条第二号ホに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。
 - 一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項（役務取引等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項（役務取引の許可等）の規定に基づく経済産業省令の規定による申請等又は処分通知等）であつて財務省令・経済産業省令で定めらるるものを含む。
 - 二 外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可の申請又は当該許可の通知
 - 三 輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項（輸出の承認）の規定による承認の申請又は当該承認の通知
 - 四 輸出入貿易管理令第八条第二項（許可及び承認の有効期間）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知
 - 五 輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項（輸入の承認）の規定による承認の申請若しくは当該承認の通知又は同条第二項に規定する一定の手續に係る申請等若しくは処分通知等
 - 六 輸出入貿易管理令第五条第二項（輸入の承認）の規定による有効期間の延長の申請又は当該有効期間の延長の通知
 - 七 輸出入貿易管理令第九条第一項本文（輸入割当て）の規定による輸入割当ての申請若しくは当該輸入割当ての通知又は同項ただし書の規定による確認の申請若しくは当該確認の通知
- 6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。
 - 一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四条（入出港の届出）の規定による届出
 - 二 港則法第五条第二項若しくは第三項（びよう地）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条第五項の規定による届出
 - 三 港則法第六条第一項（移動の制限）の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出
 - 四 港則法第二十一条本文（危険物）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条ただし書の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知

- 五 港則法第二十二条第一項、第二項若しくは第四項（危険物）の規定による許可の申請又は当該許可の通知
- 六 港則法第三十八条第二項（船舶交通の制限等）（同法第四十五条（準用規定））において準用する場合を含む。）の規定による通報
- 七 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十二条（巨大船等の航行に関する通報）の規定による通報
- 八 海上交通安全法第二十三条（巨大船等に対する指示）の規定による指示の通知
- 九 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十八条第一項又は第三項（保障契約情報）の規定による通報
- 十 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十四条第一項又は第三項（船舶保安情報）（同法第四十六条（国際航海船舶以外の船舶への準用））において準用する場合を含む。）の規定による通報
- 7 法第二条第二号トに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理）に規定する国土交通省令で定めらるる申請等又は同号に規定する処分通知等とする。
 - （処分通知等の指定）
 - 第二条 法第三条第二項（情報通信技術活用法の適用）に規定する政令で定める処分通知等は、前条第一項第二号ハに掲げる通知とする。
 - （申告等の入力事項等）
 - 第三条 電子情報処理組織を使用して別表各号に掲げる手続を行う者は、当該各号に掲げる手続につき規定した法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を出力装置（電子情報処理組織に係る入出力装置をいう。第六条において同じ。）から入力しなければならない。ただし、税関長は、法第二条第一号（定義）に規定する輸出入・港灣関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録により明らかにすることができる事項その他の財務省令で定めらるる入力が必要ないと認められる事項については、その入力を省略させることができる。
 - 2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例））に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用））において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続））の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」という。）、第十二条（積戻しの場合の免税の手続））の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、）に係る部分に限る。）、又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限内で、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない。
 - （関税等の納付の確実性の確認の方法）
 - 第四条 法第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付）に規定する政令で定める手続は、別表に掲げる申告その他の手続とし、同項に規定する政令で定める方法は、同項に規定する関税等の納付を金融機関に委託して行おうとする者の預金口座の残高（関税等の納付のためのものに限る。）、として当該金融機関が証明した額が納付すべき税額を下らないことを電子情報処理組織を使用して確認する方法とする。
 - （口座振替納付に係る納付期日）
 - 第五条 法第四条第三項（口座振替納付に係る延滞税の特例）に規定する政令で定める日は、同条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付）の依頼により納付書の送付があつた日の翌日（災害

その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日」とする。この場合において、当該納付書の送付があつた日の翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日、同日三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該納付書の送付があつた日の翌日とみなす。

（通関士の審査）

第六条 法第五条（通関士の審査）の規定による通関士の審査は、同条に規定する申告等の入力の内容を紙面又は入出力装置の表示装置に出力して行うものとする。

（財務省令への委任）

第七条 前各条に定めるもののほか、電子情報処理組織により輸入申告がされた貨物に係る関税等の納税告知書及び納付書の様式その他法第二章又は第三章の規定の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。

附則（昭和五十二年四月一八日政令第一三二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年四月十八日）から施行する。

附則（昭和五十八年七月一日政令第一四六号）

この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五十八年十一月二日政令第二三四号）

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則（昭和六〇年一月二五日政令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月一七日政令第二二六号）

この政令は、昭和六一年八月一日から施行する。

附則（昭和六三年一〇月二二日政令第三〇六号）

この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。

附則（昭和六三年一二月三〇日政令第三六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則（平成三年四月二三日政令第一四五号）

この政令は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。

附則（平成四年三月三一日政令第九二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成五年九月一〇日政令第二八六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月三〇日政令第一〇三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月三一日政令第一一三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成九年一月三一日政令第一〇号）

この政令は、平成九年二月三日から施行する。

附則（平成九年三月三一日政令第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成九年十月一日から施行する。

一及び二 略

三 第五条中電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令第二条第十一号の改正規定及び同令第三条第一号の改正規定

附則（平成一一年三月三一日政令第一〇六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第十四号）の施行の日から施行する。

附則（平成一二年三月三一日政令第一八七号）抄

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一二年七月二二日政令第三七六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附則（平成一三年三月三一日政令第一五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年六月二〇日政令第二〇八号）

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一四年一月二二日政令第三四〇号）

この政令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日政令第一三七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条の改正規定（「石油税法」を「石油石炭税法」に改める部分に限る。）、第二条第一項の改正規定、第三条第二項の改正規定、第十条から第十三条までの改正規定、第十五条第一項の改正規定、第十六条の改正規定及び第二十條の改正規定並びに附則第四条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三三二二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二六日政令第七六号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日政令第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一月一日政令第三四六号）

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第十六条の二第一項第一号の改正規定は公布の日から、第一条（同号の改正規定を除く）、第四条及び第六条の規定は平成十九年二月一日から施行する。

附則（平成十九年三月三十一日政令第二一〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税法施行令第十三条の二の改正規定、同条を同令第十三条の三とし、同令第十三条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の改正規定、同令第二十二條の二第一項、第二項及び第五項の改正規定、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同令第二十二條の三を削る改正規定、同令第二十五條の改正規定、同令第六十二條の二第三項第八号を同項第九号とする改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同条第四項第六号の改正規定、同令第六十二條の四の改正規定、同令第六十二條の十六第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第八号を同項第九号とする改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第八号とする改正規定、同項第六号の改正規定、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同条第四項第三号の改正規定、同項第六号の改正規定、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同令第六十二條の十八の改正規定並びに第九条の規定並びに附則第二条の規定
平成十九年六月一日

附則（平成十九年九月二〇日政令第二九二号）抄

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第二二三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年八月四日政令第二二三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十一月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月二六日政令第二六七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

附則（平成二二年六月二三日政令第一五五号）抄

この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日政令第八八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条（関税法施行令第二条の改正規定、同令第五十九條の三の改正規定、同令第六十一條の改正規定、同令第九十二條の改正規定（「同号の」を「同項第一号若しくは第二号の」に、「当該」を「これらの号に掲げる」に改める部分に限る。）及び同令別表第一の改正規定を除く。）、第七條及び第八條の規定、平成二十三年十月一日

附則（平成二四年三月三十一日政令第一一一号）抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条（関税法施行令第八十七條第二項の改正規定を除く。）、第九條（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第三条第二項の改正規定及び同令別表第四二二号の改正規定に限る。）及び第十條の規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則（平成二四年七月四日政令第一八二号）抄
（施行期日）

1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二五年六月二八日政令第二〇四号）抄

この政令は、平成二五年十月十三日から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日政令第一五二号）抄

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年二月二日政令第三九二号）抄

この政令は、平成二七年一月一日から施行する。

附則（平成二六年二月二日政令第三九三号）抄

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年三月三十一日政令第七三三号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年二月九日政令第四一三三号）抄

この政令は、平成二八年一月一日から施行する。

附則（平成二八年六月一七日政令第二四〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日政令第六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八八号）（附則第三項において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第五条中関税暫定措置法施行令第三十三條第一項第一号の改正規定、第六條中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第二項第三号の改正規定並びに第八條中経済連携協定に基づく関税制当制度に関する政令第一条第八項ただし書の改正規定、同条第十項の改正規定（「第八項」を「八の項」に改める部分に限る。）及び同令別表第三の一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日政令第二二七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第十三條第二項第二号の改正規定、同令第十四條第三項の改正規定、同令第十六條の改正規定、同令第十六條の三を同令第十六條の四とし、同令第十六條の二を同令第十六條の三とし、同令第十六條の次に一条を加える改正規定、同令第十八條の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第二十三條第一項の改正規定並びに第九條中電子情報処理組織

規定、同表第四号の二の改正規定、同表第七九号の二の改正規定及び同表第八九号の四の改正規定を除く。は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和四年九月二日政令第二九三号）抄

この政令は、施行日（令和五年四月一日）から施行する。

附則（令和四年二月七日政令第三七二号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附則（令和四年二月九日政令第三七七号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月二四日政令第三八一号）

この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

附則（令和五年三月三十一日政令第一五八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第八十五条の改正規定並びに第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第五七号の二の次に一号を加える改正規定並びに次条の規定 令和五年十月一日

附則（令和五年四月二六日政令第一七五号）

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

附則（令和六年三月二九日政令第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月三〇日政令第一五八号）抄

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定並びに第五条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第三号の改正規定、同表第八一号の改正規定、同表第八二号の改正規定（「昭和五十九年法律第七二五号」を削る部分を除く。）、同表第八三号の改正規定及び同表第八五号の改正規定並びに次項の規定は、同年十月一日から施行する。

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号 手続

一 関税法第七条第一項（申告）の規定による申告（輸税法施行令第十三条第一項（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第七条第三項の規定による教示の求め
二 関税法第七条の二第五項（申告の特例）の規定による申請書の提出

一 関税法第七条の九第二項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）において準用する同法第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による特例輸入関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

一 関税法第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出

二 関税法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項（許可の承継）の規定による承認の申請

三 関税法第七条の十四第四項（修正申告）の規定による申告（同条第二項の規定による補正を含む）

二 関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による請求

三 関税法第九条の二第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出

三 関税法第十二条の二第三項（過少申告加算税）の規定による関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る財務省令で定める手続

四 関税法第十五条第一項（入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出並びに船舶国籍証書若しくはこれに代わる書類の提示、同条第四項の規定による報告、同条第五項の規定による船用品目録の提出、同条第七項から第九項までの規定による報告、同条第十項の規定による書面の提出、同条第十一項の規定による入港届の提出又は同条第十三項の規定による報告

四 関税法第十五条の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告

二 関税法第十五条の三第三項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届の提出又は同条第五項の規定による報告

五 関税法第十六条第二項（貨物の積卸し）の規定による書類の提示又は同条第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請

六 関税法第十七条第一項（出港手続）の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第四項の規定による報告

七 関税法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）の規定による出港届若しくは書面の提出又は同条第三項の規定による報告

八 関税法第十八条第二項（入出港の簡易手続）の規定による入港届の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条第九項の規定による報告若しくは同条第十項の規定による書面の提出又は同法第十八条第四項の規定による届出若しくは書面の提出

九 関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による入港届の提出若しくは書面の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条の三第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出又は同法第十八条の二第四項の規定による届出若しくは書面の提出

〇 関税法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）の規定による届出

一 関税法第二十条第一項（不開港への出入）の規定による許可の申請、同条第二項の規定による届出又は同条第四項の規定による報告

二 関税法第二十条の二第二項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届の提出、同条第四項の規定による報告

三 出港届若しくは書面の提出又は同条第六項の規定による報告

四 関税法第二十一条（外国貨物の仮陸揚）の規定による届出

五 関税法第二十二条（沿海通航船舶等の外国寄港の届出等）の規定による届出又は目録の提出

六 関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による申告（輸税法施行令第十一条第一項（船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記並びに租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十

一六	関税法第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定による許可の申請	三〇	関税法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十一条の四において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十一条の四において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十一条の四において準用する同法第四十六条の規定による届出
一七	関税法第二十五条各項（船舶又は航空機の資格の変更）の規定による届出	三〇	関税法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）において準用する同法第五十二条の二の規定による届出
一八	関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定による許可の申請	三一	関税法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による報告
一九	関税法第三十二条（見本の一時持出し）の規定による許可の申請	三一	関税法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による報告
二〇	関税法第三十四条（外国貨物の廃棄）の規定による届出	三二	関税法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可の申請
二一	関税法第三十六条第一項（保税地域についての規定の準用等）において準用する同法第三十二条の規定による許可の申請、同項において準用する同法第三十四条の規定による届出、同項において準用する同法第四十五条第一項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定による承認の申請若しくは同法第三十六条第一項において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第三十六条第二項の規定による届出	三二	関税法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の七において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出又は同法第六十二条の七において準用する同法第四十六条の規定による届出
二二	関税法第四十条第二項（貨物の取扱い）の規定による許可の申請	三三	関税法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による承認の申請
二三	関税法第四十一条の三（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同法第四十一条の三において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出	三三	関税法第六十二条の十一（販売用貨物等を入れることの届出）の規定による届出
二四	関税法第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）の規定による期間の延長の申請	三四	関税法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の二第二項の規定による期間の延長の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十四条第一項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十五条第三項の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第四十六条の規定による届出、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十八条の二の規定による許可の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第五十九条第二項の規定による承認の申請、同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条第一項の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十二条の十五において準用する同法第六十一条の二第二項の規定による報告書の提出又は同法第六十二条の十五において準用する同法第六十二条の五の規定による許可の申請
二五	関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による指定の申請又は承認の申請	三五	関税法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告（輸徴法施行令第十条第一項（保税運送等の場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第三項の規定による運送目録の提示、同条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十三条第五項の規定による運送目録の提示又は同条第六項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提示
二六	関税法第四十四条第一項（貨物の収容能力の増減等）の規定による届出	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二七	関税法第四十五条第一項ただし書の規定による承認の申請又は同条第三項の規定による届出	三六	関税法第六十三条の二第二項若しくは第三項（保税運送の特例）の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出
二八	関税法第四十六条（休業又は廃業の届出）の規定による届出	三六	関税法第六十三条の二第二項若しくは第三項（保税運送の特例）の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出
二九	関税法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する同法第四十条第二項の規定による許可の申請	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二九	関税法第五十条第三項（保税蔵置場の許可の特例）の規定による申請書の提出	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二九	関税法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二九	関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）の規定による許可の申請	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二九	関税法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）の規定による承認の申請	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二九	関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定による許可の申請（輸徴法施行令第八条第一項（保税工場外における保税作業の場合の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出
二九	関税法第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手続）の規定による報告書の提出	三六	関税法第六十三条の三第一項（承認の手続等）の規定による申請書の提出

三六	関税法第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	四三	関税法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出
三六	関税法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認の申請	四三	関税法第六十九条の六第八項第三号（輸出差止申立てに係る供託等）（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明及び確認の申請
三五	関税法第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定による届出（輸徴法施行令第十条の五第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）同法第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出	四二	関税法第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめること）の求め又は同法第六十九条の十第九項第一号（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明及び確認の申請
三六	関税法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条の六条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）同法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十四条第三項の規定による書類の提出	四二	関税法第六十九条の十二第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による書類の提出
三七	関税法第六十五条第一項ただし書（運送の期間の経過による関税の徴収）（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十五条第四項の規定による届出	四二	関税法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出
三七	関税法第六十五条の二第一項ただし書（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十五条の二第二項（付記を含む。）又は同法第六十五条の二第三項の規定による届出	四二	関税法第六十九条の十五第八項第三号（輸入差止申立てに係る供託等）の規定による証明及び確認の申請
三八	関税法第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による申告又は同条第二項の規定による書類の提出	四一	関税法第六十九条の十六第五項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）において準用する同法第六十九条の十五第八項第三号の規定による証明及び確認の申請又は同法第六十九条の十六第六項の規定による立会いの申請
三九	関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告	四一	関税法第六十九条の二十第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめること）の求め等）の規定による認定手続を取りやめること）の求め又は同条第九項第一号の規定による証明及び確認の申請
四〇	関税法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）又は第三項第二号の規定による承認の申請（関税法施行令第五十九条の六第一項第二号（保税地域等に入れないで輸入申告をすること）の承認の申請）に掲げる場合を除く。）	四〇	関税法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明
四〇	関税法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）の規定による貨物確認書の提出又は同条第三項の規定による申請書の提出	四〇	関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第七條第一項（輸入の許可前における課税物品の引取りの承認の手続等）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
四一	関税法第六十七条の五（特例輸出貨物の亡失等の届出）において準用する同法第三十四条本文又は第四十五条第三項の規定による届出	四〇	関税法第七十五条において準用する同法第六十九条第二項の規定による許可の申請
四一	関税法第六十七条の八第二項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）において準用する同法第九十四条の二第三項の規定による特定輸出関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続	四〇	関税法第七十六条の二第二項ただし書（交付前郵便物に係る関税の徴収）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第六條の三（交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続）の規定による届出
四一	関税法第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	四〇	関税法第七十六条の三（交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続）の規定による届出
四一	関税法第六十七条の十二（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認の申請	四〇	関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第五條（内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）
四一	関税法第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）の規定による届出	四〇	関税法第七十八条の二第一項（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）又は同条第四項において準用する同条第一項の規定による通知
四二	関税法第六十七条の十八（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認の申請	四〇	関税法第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）の規定による届出
四二	関税法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出	四〇	関税法第七十九条の六（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八條の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四二	関税法第六十九条第二項（貨物の検査場所）の規定による許可の申請	四〇	関税法第八十条第一項（再調査の請求）の規定による再調査の請求

<p>五七 関税法施行令第五十一条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の適用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第二項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付、同令第五十一条の十五において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請（輸徴法施行令第八十二条において準用する同令第五十一条の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税法施行令第五十一条の規定による申請</p> <p>五七 関税法施行令第五十五条の五第二項（特定保税運送者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付、同条第四項の規定による書類の添付又は同条第六項の規定による届出</p> <p>五七 関税法施行令第五十九条第二項（輸入申告の手続）の規定による書類の提示</p>	<p>明、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付</p> <p>五五 関税法施行令第五十条の三第一項（保税作業を行うおととする場所に係る届出の手続）の規定の二による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付</p> <p>五五 関税法施行令第五十条の四第二項（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出</p> <p>五五 関税法施行令第五十条の五（承認取得者の承認の更新の手続）の規定による申請書の提出の四</p> <p>五五 関税法施行令第五十一条第二項（技術的読替等）において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条第二項において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付</p> <p>五五 関税法施行令第五十一条の四第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）の規定による書類の添付又は同条第三項の規定による証明</p> <p>五五 関税法施行令第五十一条の六第二項（保税展示場外における使用の許可の手続）において準用する同令第四十九条第三項の規定による申請</p> <p>五五 関税法施行令第五十一条の八（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付</p> <p>五六 関税法施行令第五十一条の九第一項（総合保税地域の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付</p> <p>五六 関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書若しくは締約国原産品申告書等の提出、同条第四項の規定による運送要件証明書の提出、同条第五項の規定による締約国品目証明書の提出、同条第七項の規定による日英特恵輸入証明書の提出又は同条第八項の規定による証明</p>
<p>五七 関税法施行令第六十二条の十五（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）（同令第六十五条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同令第六十二条の七第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第一項の規定による申立て、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の九第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の九第二項の規定による書面の提出</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の十六第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第三項の規定による意見の陳述又は同条第五項第五号の規定による書面の提出</p>	<p>五七 関税法施行令第五十九条の十第二項（特定輸出者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出</p> <p>五七 関税法施行令第五十九条の十六第一項（認定製造者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の添付又は同条第六項の規定による届出</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の二第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）（同令第六十二条の五（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による証拠の提出若しくは意見の陳述又は同令第六十二条の二第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）（同令第六十二条の五（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の七第一項第三号（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請、同令第六十二条の七第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の七第四項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の八第一項（輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による申立て及び同令第六十二条の八第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による判決書、書面その他これらに類するもの提出</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の九第一項（輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の九第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の十（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び資料の添付</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の十一第三項（輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述</p> <p>五七 関税法施行令第六十二条の十五（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）（同令第六十五条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同令第六十二条の七第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第一項の規定による申立て、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の九第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の九第二項の規定による書面の提出</p>

五	七 関税法施行令第六十二条の十八（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付	五	七 関税法施行令第六十八条（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の還付
五	七 関税法施行令第六十二条の二十一第一項第三号（輸入してはならない貨物に係る供託に代わ	五	七 関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の申請の手続等）の規定による申請書
五	の二の取戻しに係る承認申請手続）の規定による書面の提出及び契約書の写しとの添付又は同条第四項の規定による承認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出	五	の二の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五	七 関税法施行令第六十二条の二十二第一項（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）	五	七 関税法施行令第七十一条第一項（収容の解除の承認の申請）の規定による申請書の提出並び
七	の二の規定による申立て及び同条第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するもの	七	の二に同条第二項の規定による書類及び承諾書の添付
七	提出	七	提出
五	七 関税法施行令第六十二条の二十三第一項（輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等	五	七 関税法施行令第八十一条（留置された貨物についての準用規定）において準用する同令第七
の	の取戻しに係る承認申請手続）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同条第	の	の二の提出、同条第二項の規定による申請書の提出並びに同令第八十一条において準用する同令第七
八	二項の規定による書面の提出	八	一条第二項の規定による書類及び承諾書の添付
五	七 関税法施行令第六十二条の二十四第一項（見本の検査をすることの承認の申請手続等）の規	五	七 関税法施行令第八十四条第二項（税関事務管理者の届出手続）の規定による書類の添付
の	一定による書面の提出及び書面の写しの添付	の	の二
九	五 七 関税法施行令第六十二条の二十五（税関長の命令により供託した場合の手続等）についての規	九	五 八 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）第十一條第二項（不開港への出入につ
の	定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、	の	いての許可手数料の免除）の規定により併せて提出しなければならないものとされる申請書
〇	同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面	五	八 税関関係手数料令第十三条の二第一項（災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除）
の	提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条	の	の二の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類の提出
五	の二十一第四項の規定による承認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出、	五	八 税関関係手数料令第十三条の三第一項（災害等による証明書類の交付に係る手数料の還付又
同	令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による申立	の	の三は免除）の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類
判	決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の二十五において準用する	五	八 税関関係手数料令第十三条の四第二項（災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等
同	令第六十二条の二十三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第	の	の四の還付、軽減又は免除等）の規定による書面の提出及び手数料を納付したことを証する書類
六	十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
七	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと求めの	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
の	二手続）の規定による書面の提出及び資料の添付	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
一	五 七 関税法施行令第六十二条の二十八第三項（輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等へ	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
の	二の意見の求めの手続）の規定による意見の陳述	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
二	五 七 関税法施行令第六十二条の三十二（税関長の命令により供託した場合の手続等）についての規	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
の	定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、	五	九 同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付
三	同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面	六	〇 同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による申立
の	提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条	六	の二の提出又は同条第五項の規定による届出
三	の二十一第四項の規定による承認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出、	六	〇 同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による申立
五	同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による申立	六	の二の提出又は同条第五項の規定による届出
の	て、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十二第二項の規定による	六	〇 同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による申立
五	判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の三十二において準用する	六	の二の提出又は同条第五項の規定による届出
の	同令第六十二条の二十三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第	六	〇 同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による申立
五	六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出	六	の二の提出又は同条第五項の規定による届出
の	二の還付	六	〇 同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による申立

七〇	高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	七二	関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とするの特恵受益国原産品についての証明）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付
七一	トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和二年政令第二百八号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	七三	関税暫定措置法施行令第三十一条第三項（特恵対象物品の本邦への運送）の規定による書類の提出
七二	炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	七四	関税暫定措置法施行令第三十一条の三第一項（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）において準用する同令第二十一条の規定による申告書の添付及び同条第二項の規定による書類の添付又は同令第三十一条の三第一項において準用する同令第二十三条第一項の規定による許可書若しくは証明書、書類及び明細書の添付（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
七三	溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請	七五	関税暫定措置法施行令第三十三条第一項（軽減税率等の適用についての手続等）の規定による書類の提出及び同条第二項の規定による証明書の添付又は同条第四項において準用する同令第十条、同令第三十三条第六項、第八項、第十一項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出
七四	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第四条第二号又は第四号（航空機部分品等の一の免税）の規定による承認の申請	七六	関税暫定措置法施行令第三十三条の四第一項（製造工場の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付
七五	関税暫定措置法第八条第一項（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）の規定による承認の申請	七七	関税暫定措置法施行令第三十三条の五第一項（製造用原料品に係る譲許の適用の手続）の規定による書類の提出
七六	関税暫定措置法第九条の二第四項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定による承認の申請、同条第五項の規定による届出又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書の規定による承認の申請	七八	関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出又は同条第三項の規定による申請書の提出
七七	関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による請求	七九	関税暫定措置法施行令第三十七条（減免税物品の転用ができる場合）において準用する関税暫定措置法施行令第六十一条の二第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付
七八	関税暫定措置法施行令第三条第二項（飼料用に供するとうもろこしの指定）の規定による確認の申請	八〇	関税暫定措置法施行令第三十九条第一項（承認小売業者の承認申請手続等）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による届出書の提出
七九	関税暫定措置法施行令第四条第一項（無税を適用するエチルアルコール（エタノール）等の証明方法）の規定による証明書の提出	八一	関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）第三条第一項（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出又は同項ただし書の規定による関税割当証明書の提出
八〇	関税暫定措置法施行令第十条（使用状況の報告）の規定による報告書の提出	八二	経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第三条第一項（通関手続等）の規定による関税割当証明書の提出又は同項ただし書の規定による関税割当証明書の提出の猶予の申請
八一	関税暫定措置法施行令第二十二條第一項（加工又は組立用貨物の輸出の手続）の規定による申告書の添付及び同条第二項の規定による書類の添付	八三	関税暫定措置法施行令第三十七号（第五号第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第五号第一項（申告及び納付等）の規定による申告）
八二	関税暫定措置法施行令第二十三條第一項（加工又は組立てに係る製品の減税の手続）の規定による許可書又は証明書、書類及び明細書の添付	八四	とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第五号第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第五号第一項（申告及び納付等）の規定による申告
八三	関税暫定措置法施行令第二十七條第一項（原産地の証明）の規定による原産地証明書の提出	八五	とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第五号第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第五号第一項（申告及び納付等）の規定による申告
八四	関税暫定措置法施行令第二十八條ただし書の規定による承認の申請	八六	とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第五号第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第五号第一項（申告及び納付等）の規定による申告
八五	関税暫定措置法施行令第二十九條ただし書（原産地証明書の有効期間）の規定による承認の申請	八七	とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第五号第一項（申告による納付）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第五号第一項（申告及び納付等）の規定による申告

<p>七六とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第一条第一項（船長以外の者を納税義務者の四とする場合の承認の申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による登記事項証明書の添付</p> <p>七七とん税法施行令第四条（非課税の場合の証明）の規定による証明</p> <p>七八とん税法施行令第六條第一項（担保の提供の手続等）において準用する関税法施行令第八條の二各項の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出、とん税法施行令第六條第一項において準用する関税法施行令第八條の三第三項の規定による承認の申請又はとん税法施行令第六條第一項において準用する関税法施行令第八條の五第一項の規定による書面の提出</p>	<p>八四石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第十条第一項（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税の手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付</p> <p>八五石油炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八條第二項から第五項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出</p> <p>八六国際観光旅客税法第二十条各項（税関長に対する特別徴収等）の規定による計算書の提出の二</p> <p>八七国際観光旅客税法第二十条各項（税関長に対する国際旅客運送事業の開廢等の届出）の規定による届出</p> <p>八八国際観光旅客税法施行令（平成三十年政令第六十一号）第六條第一項（国外事業者の納税の特例の承認の申請）の規定による申請書の提出又は同条第四項の規定による書類の提出</p> <p>八九国稅通則法第二十一條第四項（納税申告書の提出先等）の規定により読み替えて適用される同法第十九條（修正申告）の規定による申告（輸徴法第六條第六項（引取りに係る課税物品）についての申告、納税等の特例）において準用する関税法第七條の十四第二項の規定による補正を含む。）</p>
<p>七九消費税法第八條第三項（輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税）の規定による承認の申請</p> <p>八〇消費税法第五十一條各項（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）の規定による申請書の提出</p> <p>八一酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十條の六第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出</p> <p>八二酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十五條第一項（未納税引取）の規定による申請書の提出</p> <p>八三たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十五條第二項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廢棄の場合のたばこ税の還付）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付</p> <p>八四たばこ税法第二十二條第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出</p> <p>八五たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第五條第一項（未納税引取りの承認の申請等）の二の規定による申請書の提出</p> <p>八六たばこ税法施行令第八條第四項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廢棄の場合のたばこ税の還付）の規定による届出及び申請書の提出</p> <p>八七揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第十三條第二項から第四項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出</p> <p>八八揮発油税法施行令（昭和三十三年政令第五十七号）第六條第一項（未納税引取りの承認の申請等）の規定による申請書の提出</p> <p>八九揮発油税法施行令第十條の二（引取りに係る灯油の免税手続）の規定による申請書の提出</p> <p>九〇揮発油税法施行令第十條の七（引取りに係る航空機燃料用揮発油の免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付</p> <p>九一石油ガス税法（昭和四十年法律第一百五十六号）第二十二條第二項（納期限の延長）の規定による申請書の提出</p>	<p>八二国稅通則法第五十一條第二項（担保の変更等）の規定による承認の申請（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八三国稅通則法第八十一條第一項（再調査の請求書の記載事項等）の規定による書面の提出又は同条第三項の規定により補正された書面の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）</p> <p>八四国稅通則法第八十四條第一項（決定の手続等）の規定による申立て、同条第三項の規定による許可の申請又は同条第六項の規定による証拠書類若しくは証拠物の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）</p> <p>八五国稅通則法第九十九條第一項（参加人）の規定による許可の申請（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八六国稅通則法第一百十條第一項（不服申立ての取下げ）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八七国稅通則法第一百十七條第二項（納税管理人）の規定による届出（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八八国稅通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三條第三項（災害等による期限の延長）の規定による申請（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八九国稅通則法施行令第十六條各項（担保の提供手続）の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出（税関長に対するものに限る。）</p> <p>九〇国稅通則法施行令第十八條第一項（金銭担保による納付の手続）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）</p> <p>九一国稅通則法施行令第二十三條第二項（還付金等の充當適状）の規定による書面の提出（過誤納金に係るものに限る。）</p> <p>九二国稅通則法施行令第三十一條の二（再調査の請求書の添付書面）の規定による書面の添付（税関長に対するものに限る。）</p>

<p>八八 国税通則法施行令第三十七條の二第一項（代理人等の権限の証明等）の規定による証明、同条第二項の規定による届出、同条第三項において準用する同条第一項前段の規定による証明又は同条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（いずれも税関長に対するものに限る。）</p> <p>八九 輸税法第六條第一項又は第二項の規定に基づき輸入申告又は特例申告に併せて行われる次に掲げる規定による申告</p> <p>イ 消費税法第四十七條</p> <p>ロ 酒税法第三十條の三</p> <p>ハ たばこ税法第十八條</p> <p>ニ 揮発油税法第十一條及び地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百四號）第七條第一項</p> <p>ホ 石油ガス税法第十七條</p> <p>ヘ 石油石炭税法第十四條</p>	<p>八九 輸税法第六條（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の返送の二</p> <p>八九 輸税法第六條（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の返送の三</p> <p>八九 租税特別措置法第八十六條の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）に於いて準用する消費税法第八條第三項の規定による承認の申請</p> <p>八九 租税特別措置法第八十七條の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）の五の規定による承認の申請</p> <p>八九 租税特別措置法施行令第四十七條の十第一項（引取りに係る揮発油の特定用途免税手続）の六の規定による申請書の提出及び書類の添付</p> <p>八九 租税特別措置法施行令第四十八條の四第一項（引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税手続）の規定による申請書の提出及び書類の添付</p> <p>八九 租税特別措置法施行令第四十八條の九第一項（引取りに係る石油製品等の免税の手続等）の八の規定による申請書の提出</p> <p>八九 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五號）第四條第三項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八九 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八條第一項（他の国税に関する法律の適用）の規定の適用を受けようとする国税関係帳簿に係る財務省令で定める手続（税関長に対するものに限る。）</p> <p>八九 九家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第一〇一號）第三條（車両等の輸入手続）の規定による一時輸入書類の提出及び承認を受けたことを示す書類の添付</p> <p>八九 九家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第五條の二第二項（輸入税の軽減等）の規定による承認の申請</p> <p>八九 九家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令の一（昭和三十三年政令第八十一號）以下「九家用自動車特例法施行令」という。）第四條第一項（非居住者が免税車両を使用する場合の届出）の規定による書類の提出及び同条第二項の規定による書類の添付</p> <p>八九 九家用自動車特例法施行令第五條第一項（居住者の運転の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による届出</p>
<p>八九 九家用自動車特例法施行令第六條第一項（譲渡の届出等）の規定による書類の提出、同条第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付又は同条第三項の規定による報告</p> <p>八九 九家用自動車特例法施行令第八條（免税車両等を輸出しない場合の届出）の規定による書類の提出</p> <p>八九 九家用自動車特例法施行令第九條（差押えの場合の届出）の規定による書類の提出</p> <p>九〇 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五號）以下「コンテナー特例法」という。）第四條（免税コンテナー等の用途外使用の制限）の規定による承認の申請</p> <p>九〇 コンテナー特例法第五條第二項（用途外使用等の場合の輸入税の徴収）において準用する関税率法第十三條第七項ただし書の規定による承認の申請</p> <p>九一 コンテナー特例法第十三條第一項（コンテナーの承認手続）の規定による申請書の提出</p> <p>九一 コンテナー特例法第十四條第二項（設計型式により承認されたコンテナーへの条約等の適用等）において準用するコンテナー特例法第十三條第一項の規定による申請書の提出</p> <p>九二 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七號）以下「コンテナー特例法施行令」という。）第二條（コンテナーの輸入又は輸出の手続）の規定による積卸コンテナー一覽表の提出</p> <p>九二 コンテナー特例法施行令第三條（コンテナー修理用部分品の輸入の手続）の規定による書類の提出</p> <p>九二 コンテナー特例法施行令第四條（免税部分品の使用の届出）の規定による届出書の提出</p> <p>九二 コンテナー特例法施行令第七條（亡失等の場合の関税率法施行令の準用）において準用する関税率法施行令第十一條第一項の規定による届出書の提出又はコンテナー特例法施行令第七條において準用する関税率法施行令第十一條第三項の規定による申請書の提出</p> <p>九二 コンテナー特例法施行令第十條（差押えの場合の届出）の規定による書類の提出</p> <p>九三 コンテナー特例法施行令第十一條第一項（国産コンテナー等の表示）の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による書類の添付</p> <p>九三 物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十號）第四條ただし書（再輸出期間）の規定による承認の申請</p> <p>九三 物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七號）第五條（差押えの場合の届出）の規定による書類の提出</p> <p>九三 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二號）第四條第一項（許可の申請）の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書類の添付</p> <p>九四 通関業法第十二條（変更等の届出）の規定による届出</p> <p>九五 通関業法第二十二條第二項（記帳、届出、報告等）の規定による届出又は同条第三項の規定による報告書の提出</p> <p>九六 通関業法第二十四條（試験科目の一部免除）の規定による免除の申請</p> <p>九七 通関業法第三十條（省令への委任）の規定による通関士試験の受験の手続</p>	

いて準用する同令第四条第二項（審査請求書の提出）の規定による書面の添付（いずれも税関長に対するものに限る。）